

- : 乗場 (待機場に車両が無い場合は待機場②を乗場として使用し、車両が入構してきた時点で前方乗場に移動する)
- : 待機場 (待機場に車両が無い場合は乗場として使用し、車両が入構してきた時点で前方乗場に移動する)
- : 待機場 (外回りで停車し、内側はアプリ・無線を受けた車両が抜ける為に使用)
- ➡ : 走行ルート (ロータリー入構の際は優先ルート)
- ➡ : 走行ルート (ロータリー入構時には ➡ を優先して入構させること)
- ➡ : 走行ルート (アプリ・無線を受けた時のルート)

J R伊丹 乗場・待機場ルール
(神戸阪神地区)

令和8年4月

協会が管理するタクシー乗り場に関して、以下を共通ルールとして定めます。

利用者から支持される乗り場を目指しましょう。

(接遇)

- ① タクシー利用者の利便性を最優先とする。
- ② タクシー利用者が安心して乗り場を利用できるよう事業者・乗務員とも心掛けること。
- ③ 法人運転者は会社で定められた服装をし、個人運転者は組合で定められた服装をし、常に身なりを整え、清潔かつ運転操作に支障のない服をすること。*
- ④ 運転者は利用者に大きな荷物のある時は降車し、荷物の積み下ろしに積極的に協力すること。

(法令順守)



- ⑤ 事業者及び運転者は他の運転者に対して排除行為を行ってはならない。*
- ⑥ 利用者の輸送は申込み順序に従って公平に行い、距離の遠近、行先等の理由により差別してはならない。
- ⑦ 運転者は乗合行為、呼び込み行為等不正な営業行為を行ってはならない。*
- ⑧ 運転者は停車禁止又は乗車禁止指定場所での営業行為を行ってはならない。*

(乗り場・待機場での禁止行為)

- ⑨ 喫煙行為*
- ⑩ 車外へ出て大声での雑談*
- ⑪ 車両放置(トイレ・急病等は除外)*
- ⑫ ゴミのポイ捨て、放置*
- ⑬ ポールコーン等の無断設置*
- ⑭ 独自ルールの無断作成、強要*
- ⑮ 乗場地図に記載されたサービスセンター委員会が定めたルールの違反*
- ⑯ その他サービスセンター指導規程に定められたルールの違反*

*はセンター指導規程による処分対象

JR 伊丹 特別ルール


①ロータリーには  の走行ルートで入構する。また、同時に入構する待ちの時は  ルートを優先とする。

※バスの運行をスムーズにする為の措置

②乗場を先頭にロータリーを外回りで車両を待機する。

※内側はアプリ・無線を受けた車両が出れるように開けておく。

③ロータリー内でアプリ・無線を受けた場合は  の走行ルートを走行する。

④ロータリー内にタクシー車両が1両だけの場合は乗場を  待機場②の場所とし、他の車両が入構してきた時には本来の乗場に車両を移動する。

※本来の乗場位置ではロータリー外からタクシー車両が見えない為の措置